

# 募 集 の 公 示

下記のとおり公募に付します。

## 記

### 1 公募に付する事項

令和5年分所得税等、消費税及び贈与税の確定申告期における署外申告相談会場の借上げ（ブロック1熊本西税務署及び熊本東税務署、ブロック2大分税務署、ブロック3宮崎税務署、ブロック4都城税務署、ブロック5鹿児島税務署、ブロック6加治木税務署）

### 2 参加資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) その他の条件は公募についての説明書による。

### 3 契約条項を示す場所

熊本国税局 総務部 会計課 経費係

### 4 募集内容等の説明

令和5年7月21日（金）16時00分までに上記3の場所で募集内容等の説明を行う。

### 5 申込書の提出期限等

- (1) 提出期限  
令和5年7月21日（金）17時00分
- (2) 場所  
熊本国税局 総務部 会計課 経費係

### 6 契約者の決定方法

- (1) 申込者が1者（社）の場合  
当局の仕様に合致したことを確認後、見積書を会計課経費係宛提出する。なお、当該見積額が予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の場合は、即時決定する。
- (2) 申込者が2者（社）以上の場合  
一般競争入札により決定する。

### 7 受付時間

上記4及び5の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで（ただし、12時15分から13時00分までを除く。）とする。

### 8 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

### 9 申込書の無効

本公示に示した資格のない者の提出した申込書は無効とする。

以上、公示する。

令和5年7月3日

熊本市西区春日2丁目10番1号  
支出負担行為担当官  
熊本国税局総務部次長 吉田 清